

◆高額療養費の自己負担限度額の見直しについて

医療技術の進歩や高齢化に伴う医療費の増加を踏まえ、将来にわたり安心して医療を受けられる制度を維持するため、高額療養費の自己負担限度額が令和8年8月と令和9年8月に段階的に見直されます。

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた自己負担限度額を超えて支払った額を払い戻す制度です。高額療養費や自己負担限度額には保険適用外の医療費は含みません。

【70 歳未満の方の自己負担上限額】

区分	所得要件（世帯）	令和8年7月診療分まで	令和8年8月～令和9年7月診療分	
		自己負担限度額	自己負担限度額	年間上限（新設）
ア	901 万円超	252,600 円 + (総医療費 -842,000 円) × 1% <多数回 140,100 円>	270,300 円 + (総医療費 -901,000 円) × 1% <多数回 140,100 円>	1,680,000 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 -558,000 円) × 1% <多数回 93,000 円>	179,100 円 + (総医療費 -597,000 円) × 1% <多数回 93,000 円>	1,110,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 -267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>	85,800 円 + (総医療費 -286,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>	530,000 円
エ	210 万円以下	57,600 円 <多数回 44,400 円>	61,500 円 <多数回 44,400 円>	530,000 円 (一部 410,000 円)
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 <多数回 24,600 円>	36,900 円 <多数回 24,600 円>	290,000 円

・ 所得要件の所得は、総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いたものです。

【70 ～ 74 歳未満の方の自己負担上限額】

適用 区分	所得要件（世帯） 住民税の課税標準額	令和8年7月診療分まで		令和8年8月～令和9年7月診療分		年間上限（新設）
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
現役並み Ⅲ	690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 -842,000 円) × 1% <多数回 140,100 円>		270,300 円 + (総医療費 -901,000 円) × 1% <多数回 140,100 円>		1,680,000 円
現役並み Ⅱ	380 万円以上～ 690 万円未満	167,400 円 + (総医療費 -558,000 円) × 1% <多数回 93,000 円>		179,100 円 + (総医療費 -597,000 円) × 1% <多数回 93,000 円>		1,110,000 円
現役並み Ⅰ	145 万円以上～ 380 万円未満	80,100 円 + (総医療費 -267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>		85,800 円 + (総医療費 -286,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>		530,000 円
一般	145 万円未満	18,000 円 (外来年間 144,000 円)	57,600 円 <多数回 44,400 円>	22,000 円 (外来年間 216,000 円)	61,500 円 <多数回 44,400 円>	530,000 円 (一部 410,000 円)
低所得者 Ⅱ	住民税 非課税世帯	8,000 円	24,600 円	11,000 円 (外来年間 96,000 円)	25,700 円 <多数回 24,600 円>	290,000 円
低所得者 Ⅰ			15,000 円	8,000 円	15,700 円	180,000 円

・ 所得要件の住民税の課税標準額とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いた金額です。

今回の見直し内容の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

※多数回とは、受診のあった月以前の12 カ月に3回以上、限度額に達した場合に、4 回目以降から適用となる限度額です。

※年間上限が新設となりました。8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

※令和9年8月以降の見直しについては、改めてお知らせします。



厚生労働省
ホームページ

町誕生72周年記念地区対抗駅伝競走大会



10/11日

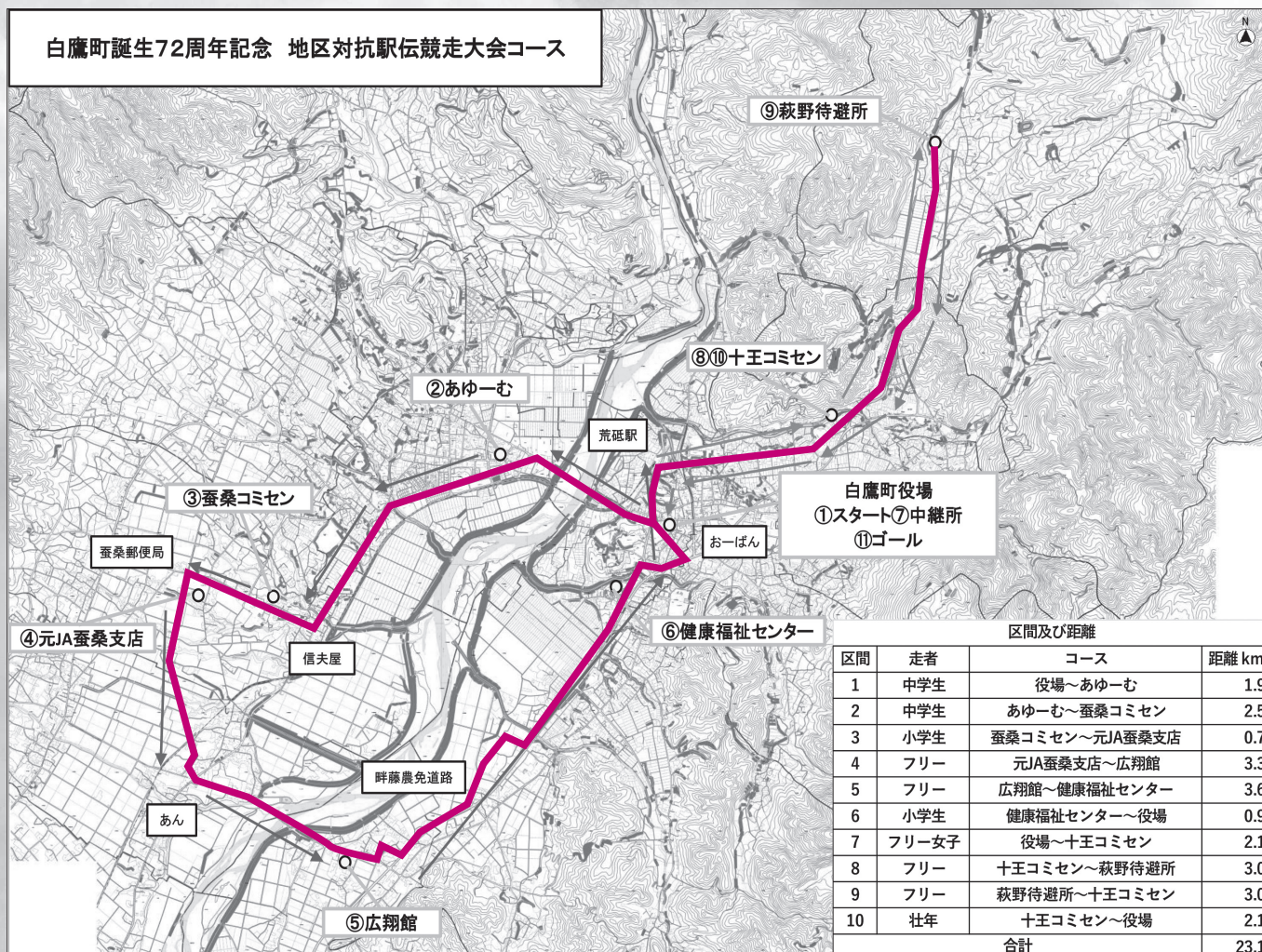
雨天決行

午前9時スタート！

【開会式】午前8時15分

【閉会式】午前11時頃

白鷹町誕生72周年記念 地区対抗駅伝競走大会コース



【問い合わせ】教育委員会生涯スポーツ係 ☎85-6147